

パーソナルアシスタント町田通信

(有)パーソナルアシスタント町田でも必要になるマイナンバーって何？

何のために導入されるのか？

マイナンバーとは、住民票のある全ての国民に1人1つの番号を決めて、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものだそうです。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つ上げられています。

1. 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止すると共に、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになるそうです。(公平・公正な社会の実現)

2. 添付書類の削減等、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。又、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったり出来るようになるそうです。(国民の利便性の向上)

3. 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになるそうです。(行政の効率化)

では自分のマイナンバーはいつ分かるのでしょうか？

現在は、平成27年10月から、住民票を有する国民一人一人に12桁の個人番号が通知されるとなっています。又、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われますから、何らかの理由で住民票に登録されている住所と違う所で生活している人は送られてきたかの注意が必要です。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏洩して、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーは是非大切にしてください。

法人には、1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、誰でも自由に使用出来るそうです。

ではどんな時に使われるのでしょうか？

国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野にて利用される事となります。このため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められる事になります。

又、税や社会保険の手続きには、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う事とされている場合もあります。その為、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

(有)パーソナルアシスタント町田でもマイナンバーを取扱います

(有)パーソナルアシスタント町田は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。

平成28年1月以降（厚生年金、健康保険は平成29年1月以降）は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

又、当社が外部の方に研修講師などを依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収して税金を納める事があります。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう場合があります。

(有)パーソナルアシスタント町田におきましては、個人情報の漏洩が起らないようにセキュリティー強化を行ない対応致します。

※内閣官房ホームページより引用

まだまだ活用したいヘルパー応募・利用者募集台帳

PAM・PAS・PAYと事業所が三カ所に増えた事で、働きたい人などがいたとき、いままでは電話連絡でPAM・PAS・PAYの情報交換をして、他の利用者様の空き時間などを、サービス提供責任者に聞く等の面倒な上、時間の掛かる作業をしていました。そこでこの度、事務の効率化を図るべく、PAM・PAS・PAYからパソコンで見ることが出来るヘルパー応募・利用者募集台帳を作成しました。利用者様におきましては、もしヘルパーさんを募集したい時は、事務局、又はサービス提供責任者に希望介助の曜日、時間帯や性別等を連絡して頂き台帳に登録。

ヘルパーさんにおきましては、同じ手順で台帳に登録して頂く事で、利用者様、ヘルパーさん達お互いの曜日、時間帯等が合う場合、すぐに担当者から面接などの連絡をさせて頂くという事が可能になります。利用者様が希望する時の該当ヘルパーさんがいない場合も今までより早く回答が出来、募集

などを早く掛けられます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げを事務局、又はサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思しますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。